

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令案」に関する意見募集の結果について

令和５年６月１６日
公正取引委員会

- 1 公正取引委員会では、最近における経済情勢の変動に鑑み、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人に支給する日当の上限額を引き上げるため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令（昭和二十三年政令第三百三十二号）第二条第二項の一部を改正することとし、改正案を令和５年４月２１日に公表し、同年５月２２日を期限として、広く意見を募集したところです。
- 2 今回の意見募集では、改正案に対する意見は提出されませんでした。
本政令は、改正案のとおり、本日閣議決定され、同日公布されました。